

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県立鳥取看護専門学校学則
- 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則

規 則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則をここに公布する。

昭和五十二年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十三号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 学科、定員及び修業年限(第二条)

第三章 学年、学期及び休業日(第三条―第五条)

第四章 教育課程(第六条)

第五章 進級及び卒業(第七条―第九条)

第六章 入学、休学、退学等(第十条―第十八条)

第七章 賞罰(第十九条・第二十条)

第八章 健康管理(第二十一条)

第九章 寄宿舎(第二十二条)

第十章 職員組織(第二十三条)

第十一章 雑則(第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 鳥取県立鳥取看護専門学校(以下「学校」という。)は、看護婦として必要な知識及び技能を修得させ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

第二章 学科、定員及び修業年限

第二条 学校の学科、定員及び修業年限は、次のとおりとする。

看護学科	学 科		修業年限
	定 員	員	
百二十人	総定員	学年定員	三年
四十人			

第三章 学年、学期及び休業日

(学年)

第三条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第四条 学年の学期は、次のとおりとする。

- 一 前期 四月一日から九月三十日まで
- 二 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第五条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 二 日曜日

三 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ十二週間を超えない範囲

で知事が定める日

四 前三号に定めるもののほか、知事が定める日

2 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第一号から第三号までに掲げる休業日を変更することができる。

第四章 教育課程

第六条 授業科目及び授業時数は、別表第一のとおりとする。

2 学年ごとの授業科目及び授業時数は、別に定める。

第五章 進級及び卒業

(授業科目の修得の認定)

第七条 授業科目の修得の認定は、学習の評価及び生徒の出席時間数に基づいて行う。

2 前項の学習の評価は、試験及び実習の成績に基づいて行う。

3 第一項の出席時間数は、出席すべき時間数の三分の二以上を満たさなければならぬ。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(進級)

第八条 学年の進級の認定は、学年の授業科目の修得の状況に基づいて行う。

(卒業)

第九条 全授業科目を修得した生徒に対しては、卒業証書（様式第一号）を授与する。

第六章 入学、休学、退学等

(入学資格)

第十条 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定に該当する者で心身ともに健康なものとする。

(入学志願手続)

第十一条 学校に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書（様式第二号）に別表第二に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(入学の許可)

第十二条 入学の許可は、入学選抜試験の結果等に基づいて行う。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験、身体検査及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第十三条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 保証人二人が連署した誓約書(様式第三号)
- 二 戸籍抄本

三 入学資格を証明する書類を提出していない者にあつては、当該資格を証明する書類

2 前項第一号の保証人は、独立の生計を営む成年人者であり、かつ、親権者又は後見人があるときは、そのうち一人は親権者又は後見人でなければならぬ。

(誓約書の提出)

第十四条 生徒は、保証人に変更があつたときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(住所の変更等の届出)

第十五条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があつたときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第十六条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第五号)又は退学願(様式第六号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による休学の許可の期間は、一年以内でなければならない。ただし、特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更新

することができる。

(復学)

第十七条 休学中の生徒は、その理由がなくなつたため復学しようとするときは、復学願(様式第七号)に医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第十八条 知事は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。

- 一 休学期間が経過しても復学できないとき。
- 二 精神又は身体に障害を生じ、成業の見込みがないと認められるとき。

第七章 賞罰

(表彰)

第十九条 知事は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第二十条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

- 一 品行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒
- 三 正当の理由がなくて出席常でない生徒
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒

第八章 健康管理

第二十一条 知事は、生徒に対し、年一回以上健康診断を行わなければならない。

第九章 寄宿舎

第二十二条 学校に、寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に入舎しようとする者は、入舎願(様式第八号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舎の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

第十章 職員組織

(職員)

第二十三条 学校に、校長、教務主任、講師その他の職員を置く。

第十一章 雑則

(委任)

第二十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 鳥取県立高等看護学院管理規則(昭和三十九年十二月鳥取県規則第五十九号)は、廃止する。

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二中高等看護学院長の項を次のように改める。

鳥取看護専門
門学校長

鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五条の規定による休業日の決定及び変更
- (二) 第六条の規定による学年ごとの授業科目及び授業時数の決定
- (三) 第七条の規定による授業科目の修得の認定
- (四) 第八条の規定による学年の進級の認定
- (五) 第九条の規定による卒業証書の授与
- (六) 第十一条の規定による入学願書の受理
- (七) 第十二条の規定による入学の許可
- (八) 第十三条の規定による誓約書等の受理
- (九) 第十四条の規定による誓約書の受理
- (十) 第十五条の規定による住所の変更等の届出の受理
- (十一) 第十六条の規定による休学又は退学の許可
- (十二) 第十七条の規定による復学の許可
- (十三) 第十八条の規定による除籍の決定
- (十四) 第十九条の規定による表彰の実施
- (十五) 第二十条の規定による訓告、停学又は退学の処分
- (十六) 第二十一条の規定による健康診断の実施
- (十七) 第二十二条の規定による寄宿舎への入舎の許可

別表第一 (第六条関係)

科 目	小 計	基 礎 科 目											科 目	時 間 数	備 考	
		音 文 倫 体 外 教 心 社 統 生 化 物 理 国 育 理 会 計 物 理 楽 学 学 育 語 学 学 学 学 学 学 学														
微 臨 病 薬 生 生 解 医 生 床 理 理 化 理 剖 学 物 検 学 学 学 学 学 概 学 查 学 学 学 学 学 論	五七〇	三〇	六〇	三〇	六〇	一八〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇		

成 人 保 健	成 人 看 護 概 論	成 人 看 護 学	總 合 実 習	看 護 技 術 論	看 護 概 論	看 護 学 総 論	科 目		合 計				専 門					
							講 義	実 習	計	備 考	小 計	看 護 学			小 計	基		
												母 性 看 護 学	小 児 看 護 学	成 人 看 護 学		看 護 学 総 論	衛 生 法 規	社 会 福 祉
六〇	三〇	五二五	二二〇	六〇	一八〇	二二〇	講義	三、六六〇	二、七一五	三三〇	三〇〇	一、六九五	三九〇	三七五	一五	一五	三〇	
六〇	三〇	一七〇	二二〇	六〇	三九〇	二二〇	実習											
		六九五	二二〇	六〇	三九〇	二二〇	計											
	精神衛生を含む。			看護史及び看護倫理を含む。			備考											

備考 保健所等における実習は、 全体を通じて六〇時間を標準として実 施するものとする。	成人疾患と看護	四三五	一七〇	二、六〇五	伝染性疾患及び寄生 虫疾患を含む。
	内科疾患と看護	一六五	四三五	六〇〇	
	精神科疾患と看護	三〇	九〇	二二〇	
	外科疾患と看護	九〇	三三〇	四二〇	救急処置及び手術室 実習を含む。
	整形外科疾患と看護	四五	九〇	一三五	
皮膚科疾患と看護	一五	四五	七五		
泌尿器科疾患と看護	一五	四五	七五		
婦人科疾患と看護	三〇	四五	七五		
耳鼻咽喉科疾患と看護	一五	九〇	一三五		
眼科疾患と看護	一五	九〇	一三五		
歯科疾患と看護	一五	四五	四五		
保健所等実習					
小児看護学	二二〇	一八〇	三〇〇		
小児看護概論	一五		一五		
小児保健	三〇	一八〇	二八五	保健所等実習を含む。	
小児疾患と看護	七五				
母性看護学	二二〇	二二〇	三三〇		
母性看護概論	一五		一五		
母性保健	七五	二二〇	三二五	保健所等実習を含む。	
母性疾患と看護	三〇				
合計	九四五	一、七七〇	二、七一五		

別表第二(第十一条関係)

- 1 学校教育法第五十六条第一項の規定に該当する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類)
- 2 最終学校の長の調査書
- 3 健康診断書
- 4 写真(出願前三月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもの、縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのものとする。)

様式第一号 (第九条関係)

鳥 取 県 立 鳥 取 養 護 専 門 学 校 の 正 規 の 課 程 を 修 め た こ と を 証 す る

第 号

第 号

卒 業 証 書

年 月 日

年 月 日

氏 名

職 業

印

印

様式第二号 (第十一条関係)

鳥取県立鳥取看護専門学校					受験番号	
入学願書					※	
職氏名殿					写真添付欄	
私は、貴学校に入学したいので関係書類を添えてお願いします。					1 上半身脱帽正面向 縦4cm×横3cm	
年 月 日					2 最近3月以内に写したものであること。	
年 月 日					3 のり付けすること。	
住所	郵便番号	電話	氏名		Ⓔ	
			生年月日	年 月 日	年 月 日 撮影	
学歴	学 校 名		在学期間	年	卒業、同見込み、中退	
	中 学 校 高 等 学 校					
職歴	勤務先	所在地		職名	在職期間	在職年数
家族の状況	続柄	氏 名	年 齢	同 居 別 居	住 所	
その他	本校志願の理由					

様式第三号 (第十三条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

私は、このたび貴学校学生として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本 人 住 所
氏 名 ㊦

私たちは、上記の者が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保 証 人 住 所
氏 名 ㊦

職 業
本人との続柄

保 証 人 住 所
氏 名 ㊦

職 業
本人との続柄

年 月 日 生 ㊦

様式第四号 (第十四条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

私は、このたび貴学校学生 の保証人となりましたので、前の保証人と同様、本人が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保 証 人 住 所
氏 名 ㊦

職 業
本人との続柄

年 月 日 生 ㊦

様式第五号 (第十六条関係)

<p>休学願</p> <p>職氏名殿</p> <p>下記の理由により休学したいので、許可してくださるよう保証人と 連署してお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p>本人氏名 ①</p> <p>保証人住所氏名 ②</p> <p>保証人住所氏名 ③</p> <p>記</p>	
理由	
休学を希望する期間	年 年 月 月 日から 日まで

様式第六号 (第十六条関係)

<p>退学願</p> <p>職氏名殿</p> <p>下記の理由により退学したいので、許可してくださるよう保証人と 連署してお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p>本人氏名 ①</p> <p>保証人住所氏名 ②</p> <p>保証人住所氏名 ③</p> <p>記</p>	
理由	
退学を希望する期日	年 月 日

様式第七号 (第十七条関係)

<p>復 学 願 望</p> <p>職 氏 名 殿</p> <p>下記の理由により復学したいので、許可してくださるよう保証人と 連署してお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p>本 人 氏 名 所 名 ④ 保証人 氏 住 所 名 ④ 保証人 氏 住 所 名 ④</p> <p>記</p>	
理 由	
復学を希望する期日	年 月 日

様式第八号 (第二十二条関係)

<p>入 舎 願 望</p> <p>職 氏 名 殿</p> <p>下記の理由により寄宿舍に入舎したいので、許可してくださるよう 保証人と連署してお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p>本 人 氏 名 所 名 ④ 保証人 氏 住 所 名 ④ 保証人 氏 住 所 名 ④</p> <p>記</p>	
理 由	

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則をここに公布する。

昭和五十二年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十四号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則

目次

- 第一章 総則(第一条)
 - 第二章 学科、定員及び修業年限(第二条)
 - 第三章 学年、学期及び休業日(第三条―第五条)
 - 第四章 教育課程(第六条)
 - 第五章 進級及び卒業(第七条―第九条)
 - 第六章 入学、休学、退学等(第十条―第十八条)
 - 第七章 賞罰(第十九条・第二十条)
 - 第八章 健康管理(第二十一条)
 - 第九章 寄宿舎(第二十二条)
 - 第十章 職員組織(第二十三条・第二十四条)
 - 第十一章 雑則(第二十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校(以下「学校」という。)は、看護婦、保健婦及び助産婦として必要な知識及び技能を修得させ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

第二章 学科、定員及び修業年限

第二条 学校の学科、定員及び修業年限は、次のとおりとする。

保健助産学科	学 科		定 員		修業年限
	第一看護学科	第二看護学科	総定員	学年定員	
	六十人	四十人	六十人	二十人	三年
	二十人	二十人	二十人	二十人	二年
	二十人	二十人	二十人	二十人	一年

第三章 学年、学期及び休業日

(学年)

第三条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第四条 学年の学期は、次のとおりとする。

一 前期 四月一日から九月三十日まで

二 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第五条 学校の休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定

する休日

二 日曜日

三 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ十二週間を超えない範囲で知事が定める日

四 前三号に定めるもののほか、知事が定める日

2 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第一号から第三号までに掲げる休業日を変更することができる。

第四章 教育課程

第六条 学科の授業科目及び授業時数は、別表第一のとおりとする。

2 看護学科の学年ごとの授業科目及び授業時数は、別に定める。

第五章 進級及び卒業

(授業科目の修得の認定)

第七条 授業科目の修得の認定は、学習の評価及び生徒の出席時間数に基づいて行う。

2 前項の学習の評価は、試験及び実習の成績に基づいて行う。

3 第一項の出席時間数は、出席すべき時間数の三分の二以上を満たさなければならぬ。ただし、特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(進級)

第八条 学年の進級の認定は、学年の授業科目の修得の状況に基づいて行う。

(卒業)

第九条 学科の全授業科目を修得した生徒に対しては、卒業証書(様式第一号)を授与する。

第六章 入学、休学、退学等

(入学資格)

第十条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者で心身ともに健康なものである。

一 第一看護学科 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定に該当する者

二 第二看護学科 准看護婦免許の取得後三年以上その業務に従事した准看護婦又は高等学校を卒業している准看護婦

三 保健助産学科 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十一号)第二十一条各号のいずれかに該当する者

(入学志願手続)

第十一条 学校に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書(様式第二号)に別表第二に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(入学の許可)

第十二条 入学の許可は、入学選抜試験の結果等に基づいて行う。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第十三条 入学を許可された者は、所定の期日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 保証人二人が連署した誓約書(様式第三号)

二 戸籍抄本

三 入学資格を証明する書類を提出していない者にあつては、当該資格を証明する書類

2 前項第一号の保証人は、独立の生計を営む成年者であり、かつ、親権者又は後見人があるときは、そのうち一人は、親権者又は後見人でなければならぬ。

(誓約書の提出)

第十四条 生徒は、保証人に変更があつたときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(住所の変更等の届出)

第十五条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があつたときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(休学及び退学)

第十六条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第五号)又は退学願(様式第六号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による休学の許可の期間は、一年以内でなければならない。ただし、特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更新することができる。

(復学)

第十七条 休学中の生徒は、その理由がなくなつたため復学しようとするときは、復学願(様式第七号)に医師の診断書その他復学の理由を証明

するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第十八条 知事は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。

一 休学期間が経過しても復学できないとき。

二 精神又は身体に障害を生じ、成業の見込みがないと認められるとき。

第七章 賞罰

(表彰)

第十九条 知事は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第二十条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

一 品行不良で改善の見込みがないと認められる生徒

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒

三 正当の理由がなくて出席常でない生徒

四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒

第八章 健康管理

第二十一条 知事は、生徒に対し、年一回以上健康診断を行わなければならない。

第九章 寄宿舎

第二十二条 学校に、寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に入舎しようとする者は、入舎願（様式第八号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舎の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

第十章 職員組織

(内部組織)

第二十三条 学校の内部組織については、鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の定めるところによる。

(職員)

第二十四条 学校に、校長、次長、教務部長、教務主任、講師その他の職員を置く。

第十一章 雑則

(委任)

第二十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中鳥取看護専門中学校長の項の次に倉吉総合看護専門中学校長の項として次のように加える。

倉吉総合
看護専門
中学校長

鳥取県立倉吉総合看護専門中学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五条の規定による休業日の決定及び変更
- (二) 第六条の規定による学年ごとの授業科目及び授業時数の決定
- (三) 第七条の規定による授業科目の修得の認定
- (四) 第八条の規定による学年の進級の認定
- (五) 第九条の規定による卒業証書の授与
- (六) 第十一条の規定による入学願書の受理
- (七) 第十二条の規定による入学の許可
- (八) 第十三条の規定による誓約書等の受理
- (九) 第十四条の規定による誓約書の受理
- (十) 第十五条の規定による住所の変更等の届出の受理
- (十一) 第十六条の規定による休学又は退学の許可
- (十二) 第十七条の規定による復学の許可
- (十三) 第十八条の規定による除籍の決定
- (十四) 第十九条の規定による表彰の実施
- (十五) 第二十条の規定による訓告、停学又は退学の処分
- (十六) 第二十一条の規定による健康診断の実施
- (十七) 第二十二条の規定による寄宿舎への入舎の許可

別表第一(第六条関係)
一 第一看護学科

解剖学 医学概論	小計	基礎科目										科目		
		音	文	倫	体	外	教	心	社	統	生		化	物
		楽	学	学	育	語	学	学	学	学	学		学	学
四五	五一〇	三〇	三〇	三〇	六〇	一五〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	時間数	
		衛生統計を含む。										備考		

看護学 総論	科目		看護学内訳	専門科目															
	講義	時間		合計	看護学				小計	基礎学									
					母性看護学	小児看護学	成人看護学	看護学総論		衛生法	社会福祉	放射線医学	公衆衛生学	微生物学	臨床検査学	病理学	薬理学	生化学	生理学
一八〇	二一〇	三九〇	三、五九五	二、七〇〇	三三〇	三〇〇	一、六八〇	三九〇	三八五	一五	一五	一五	三〇	四五	一五	三〇	三〇	八五	四五
										栄養学を含む。 薬剤学を含む。									

合 計	專 門 科 目																	
	小 計	看 護 学		小 計	基 礎 学													
		母 性 看 護 学	小 兒 看 護 学		成 人 看 護 学	看 護 学 総 論	衛 生 法 規	社 会 福 祉	放 射 線 医 学	公 衆 衛 生 学	微 生 物 学	臨 床 檢 査	病 理 学	薬 理 学	生 化 学	生 理 学	解 剖 学	医 学 概 論
二、三五〇	一、六三五	二二〇	二一〇	九二〇	二八五	二八〇	一五	一五	一五	三〇	三〇	一五	三〇	三〇	五五	一五	一五	一五

栄養学を含む。

小 兒 看 護 学	保 健 所 等 実 習	齒 科 疾 患 と 看 護	耳 鼻 咽 喉 科 疾 患 と 看 護	眼 科 疾 患 と 看 護	婦 人 科 疾 患 と 看 護	泌 尿 器 科 疾 患 と 看 護	皮 膚 科 疾 患 と 看 護	整 形 外 科 疾 患 と 看 護	外 科 疾 患 と 看 護	精 神 科 疾 患 と 看 護	内 科 疾 患 と 看 護	成 人 疾 患 と 看 護	成 人 保 健	成 人 看 護 概 論	成 人 看 護 学 総 論	看 護 学 概 論	看 護 学 技 術	看 護 学 実 習	科 目		備 考
																			講 義	時 間	
九〇		一五	一五	一五	一五	一五	一五	三〇	六〇	三〇	一〇五	三二五	六〇	一五	三九〇	一三五	六〇	七五			
一二〇	六〇	三〇	一五	三〇	一五	一五	一五	一五	一五	四五	二〇〇	五三〇	六〇	一五	五三〇	一五〇	一五〇	一五〇			
二二〇	六〇	七五	三〇	六〇	二四〇	七五	三〇五	七七〇	六〇	一五	九二〇	二二五	六〇	二八五	六〇	二二五					
								救急処置及び手術 室実習を含む。			伝染性疾患及び寄 生虫疾患を含む。		精神衛生を含む。			看護史及び看護倫 理を含む。					

科目	時間数	備考
公衆衛生看護論	三六〇	うち実習一八〇時間、研究六〇時間
保健医療の社会科学	四五	
保健統計学	四五	
疫病学	六〇	
健康管理論	一三五	
社会福祉、社会保障制度論	三〇	
公衆衛生行政	三〇	
合計	七〇五	
母子保健概論	一五	

三 保健助産学科
備考 保健所等における実習は、全体を通じて六〇時間を標準として実施するものとする。

小児看護概論	一五	一五	一九五	保健所等実習を含む。
小児保健	三〇	二〇		
小児疾患と看護	四五	二〇		
母性看護学	九〇	一三〇	二二〇	
母性看護概論	一五		一五	
母性保健	六〇	一三〇		
母性疾患と看護	一五	二〇五		保健所等実習を含む。
合計	七〇五	九三〇	一、六三五	

第一看護 学科	第二看護 学科
<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法第五十六条第一項の規定に該当する者であることを証明する書類（入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類） 2 最終学校の長の調査書 3 健康診断書 4 写真（出願前三月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのものとする。以下同じ。） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 准看護婦免許証の写し 2 就業証明書又は高等学校卒業証明書（入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類） 3 最終の学校又は保健婦助産婦看護婦法第二十二條第二号に規定する准看護婦養成所の長の調査書

別表第二（第十一條関係）

母子保健医学	六〇	うち実習一三五時間
助産論	二四〇	うち実習四五時間
助産業務管理	六〇	うち実習二〇時間
母子保健管理	二二五	うち実習六〇時間
地域母子保健	一〇五	
家族社会学	一五	
合計	七二〇	

	<p>4 健康診断書</p> <p>5 写真</p>
<p>保健助産 学科</p>	<p>1 保健婦助産婦看護婦法第二十一条各号の一に該当する者であることを証明する書類（入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類）</p> <p>2 最終の学校又は保健婦助産婦看護婦法第二十一条第二号に規定する看護婦養成所の長の調査書</p> <p>3 健康診断書</p> <p>4 写真</p>

様式第一号（第九号関係）

第 〇 号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校

卒業 証 書

年 月 日

氏 名

印

年 月 日生

学科の課程を修めたことを証する

様式第二号 (第十一条関係)

鳥取県立倉吉総合看護専門学校					受 験 番 号	
入 学 願 書					※	
職 氏 名 殿					写 真 添 付 欄	
私は、貴学校 学科に入学したいので、関係書類を添えてお					1 上半身脱帽正面向	
願います。					縦 4 cm × 横 3 cm	
年 月 日					2 最近 3 月以内に写し	
					たものであること。	
					3 のり付けすること。	
住 所	郵便番号	電話	姓 氏 名		年 月 日 撮影	
			生年月日 年 月 日			
学 歴	学 校 名		在学期間	年	卒業、同見込み、中退	
	中 学 校 高 等 学 校 大 学 准看護婦養成所 看護婦養成所					
職 歴	勤 務 先	所 在 地		職 名	在職期間	在職年数
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	同 別 居 居	住 所	
そ の 他	1 本校志願の理由		小児看護、母性看護、成人看護、その他 ()			
	2 得意な看護					
	3 免許					

(注) その他の2及び3の欄は、看護婦又は准看護婦の免許を受けている者だけが記入すること。

様式第三号 (第十三条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

私は、このたび貴学校学生として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本 人 住 所 氏 名

⑩

私たちは、上記の者が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住 所 氏 名

⑪

年 月 日 生

職 業 本人との続柄

保証人 住 所 氏 名

⑫

年 月 日 生

職 業 本人との続柄

様式第四号 (第十四条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

私は、このたび貴学校学生 の保証人となりまして、前の保証人と同様、本人が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住 所 氏 名

⑬

年 月 日 生

職 業 本人との続柄

様式第五号 (第十六条関係)

休 学 願 望 職 氏 名 殿 下記の理由により休学したいので、許可してくださるよう保証人と 連署してお願いします。 年 月 日 学 科 名 年 本 人 氏 名 所 保 証 人 氏 住 所 名 保 証 人 氏 住 所 名 記	
理 由	
休学を希望 する期間 年 年 月 月 日から 日まで	

様式第六号 (第十六条関係)

退 学 願 望 職 氏 名 殿 下記の理由により退学したいので、許可してくださるよう保証人と 連署してお願いします。 年 月 日 学 科 名 年 本 人 氏 名 所 保 証 人 氏 住 所 名 保 証 人 氏 住 所 名 記	
理 由	
退学を希望 する期日 年 月 日	

様式第七号 (第十七条関係)

	<p style="text-align: center;">復 学 願 望</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 殿</p> <p>下記の理由により復学したいので、許可して下さるよう保証人と連署してお願いします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本 人 氏 名 所 ①</p> <p style="text-align: center;">保 証 人 氏 名 所 ②</p> <p style="text-align: center;">保 証 人 住 氏 名 所 ③</p> <p style="text-align: center;">記</p>
理 由	
復学を希望する期日	年 月 日

様式第八号 (第二十二条関係)

	<p style="text-align: center;">入 舎 願 望</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 殿</p> <p>下記の理由により寄宿舎に入舎したいので、許可して下さるよう保証人と連署してお願いします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本 人 氏 名 所 ①</p> <p style="text-align: center;">保 証 人 氏 名 所 ②</p> <p style="text-align: center;">保 証 人 住 氏 名 所 ③</p> <p style="text-align: center;">記</p>
理 由	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】